

# 栃木県国土強靭化地域計画

平成 28 年 2 月

栃 木 県

## 目 次

はじめに	1
1 策定の趣旨	1
2 本計画の位置付け	1
3 計画期間	2
 第 1 章 地域計画策定の基本的な考え方	3
1 基本理念	3
2 基本目標	4
3 基本方針	4
 第 2 章 脆弱性評価	6
1 脆弱性評価の考え方	6
2 想定するリスク	7
3 事前に備えるべき目標及びリスクシナリオ	7
4 リスクシナリオを回避するために必要な施策分野	9
5 リスクシナリオを回避するための現状分析・評価	9
6 評価結果のポイント	9
 第 3 章 強靭化の推進方針	11
1 施策分野ごとの推進方針	11
2 個別施策分野の推進方針	12
3 横断的分野の推進方針	30
 第 4 章 計画の推進及び進捗管理	34
1 優先的に取り組む施策	34
2 各種施策の推進及び進捗管理	36
 【別紙 1】リスクシナリオごとの脆弱性評価結果	37
【別紙 2】重要業績指標一覧	65

## はじめに

### 1 策定の趣旨

本県は、大規模な自然災害が比較的少ないとと言われていますが、平成23年3月に発生した東日本大震災では、県内においても震度6強を観測し、尊い生命が失われたほか、県内経済や県民生活に甚大な被害を受けました。また、近年、県内で局所的に発生している竜巻や、平成27年9月関東・東北豪雨においても、自然の猛威により、県民生活に大きな被害がもたらされたことは、記憶に新しいところです。

こうした中、国においては、東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年12月、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）」（以下「基本法」という。）が公布・施行され、また、平成26年6月には、基本法第10条の規定に基づき国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）が策定されるなど、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりに向けて、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが定めされました。

基本法では、第4条において、地方公共団体は、国土強靱化に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有するとされ、第13条において、都道府県は、当該都道府県の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「地域計画」という。）を、地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県の計画等の指針となるべきものとして定めることができると規定されています。

そこで、本県においても、これまでの自然災害から得た教訓や基本法の趣旨を踏まえ、国と一体となって、「強さ」と「しなやかさ」を兼ね備えた安全・安心なとちぎづくりを推進するため、栃木県国土強靱化地域計画（以下「本計画」という。）を策定します。

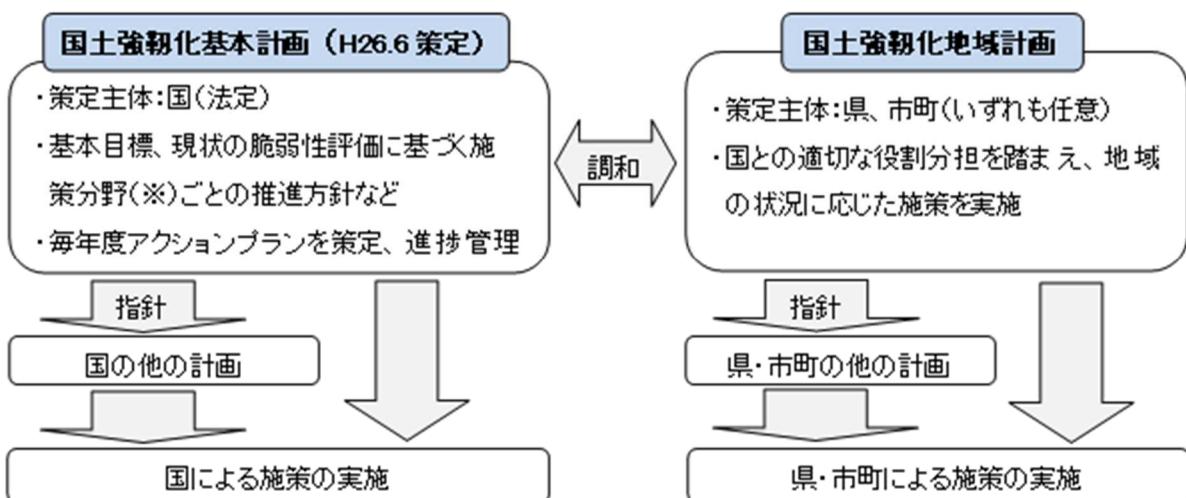
### 2 本計画の位置付け

本計画は、基本法第13条の規定に基づき、本県における国土強靱化に関する

施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画として策定するものです。

また、国の基本計画との調和を保つとともに、国土強靭化の観点から、本県の他の計画等の指針となるものです。

#### 【参考】 基本法における基本計画と地域計画の位置付け



※ 國土保全、住宅・都市、保健医療・福祉、エネルギー、交通・物流など 15 分野

なお、本計画は、栃木県重点戦略「とちぎ元気発信プラン」や「栃木県地域防災計画」と整合を図りながら、策定します。

### 3 計画期間

本計画は、平成 28（2016）年度を初年度とする平成 32（2020）年度までの 5 年間を計画期間とします。ただし、計画期間中においても、施策の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとします。

## 第1章 地域計画策定の基本的な考え方

### 1 基本理念

#### (1) 安全・安心な基盤が整う強くしなやかなとちぎづくり

本県は、大規模な自然災害が比較的少ないとと言われていますが、平成23年3月の東日本大震災では、甚大な被害を受けたほか、ここ数年において竜巻や、平成27年9月関東・東北豪雨など、気象の急変に伴う局地的な自然災害が発生しています。

こうした災害から得られた教訓を踏まえ、県では、「災害に強いとちぎづくり条例」の制定や、地域防災計画の見直しなど、様々な対策を進めてきたところですが、今後は、必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧・復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施していくことが重要です。

また、高度経済成長期に整備された各種社会資本の老朽化に対応するため、長寿命化を進めるとともに、整備のあり方の見直しを行う必要があります。

そこで、いかなる大規模自然災害が発生しても県民の生命、財産を守り、経済社会活動に致命的な被害を負わない「強さ」と、速やかに回復する「しなやかさ」を兼ね備えたとちぎづくりを推進することで、安全・安心な基盤を次世代に継承していきます。

#### (2) とちぎの豊かさの維持・向上

大規模自然災害等のリスクに対する危機管理対応力を強化し、いかなる災害が発生しても機能不全に陥らない経済社会システムを確保することは、県民の生命、身体及び財産を守るのみならず、本県の産業競争力を強化し、持続的な成長に資するものと期待されます。

そこで、強くしなやかなとちぎづくりを推進するに当たっては、県民の生命、身体及び財産を守ることはもとより、安定的な経済社会活動を支える基盤づくりを通じて、本県の安全・安心に対する信頼を高め、県民生活の豊かさの維持・向上に資するものとなるよう取り組んでいきます。

### (3) 首都直下地震等発生時のバックアップ拠点としての機能充実

今後30年間に約70%の確率で発生すると予測されている首都直下地震では、東京圏は、他の地域と比べ集積性が格段に高いことから、人的・物的被害や経済被害が甚大なものになると予想されていますが、そうした被害の軽減や、大きな地震が発生した場合の広域的な災害応急対策に不可欠な政治・行政・経済の首都中枢機能の継続性の確保が課題となっています。

本県は、首都東京から60～160kmの首都圏北部に位置し、また、東北縦貫自動車道や東北新幹線などによる東京と東北・北海道を結ぶ南北軸と、北関東自動車道などによる太平洋・日本海を結ぶ東西軸の結節点に位置する交通の要衝としての地理的優位性を有しているほか、これまで、地震などの大規模な自然災害リスクが少ないという特徴も持っています。

そこで、こうした地理的優位性等を生かし、我が国全体の強靭化に貢献する観点から、首都直下地震等が発生した場合のバックアップ拠点としての機能を充実していきます。

## 2 基本目標

国の基本計画を踏まえ、いかなる災害等が発生しようとも、

- (1) 県民の生命の保護が最大限図られること
- (2) 県及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- (3) 県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- (4) 迅速な復旧・復興

の4つを基本目標に位置付け、「強さ」と「しなやかさ」を兼ね備えた安全・安心なとちぎづくりを推進します。

## 3 基本方針

強靭なとちぎづくりに関する施策については、国の基本計画における「国土強靭化を推進する上での基本的な方針」を踏まえ、以下の基本方針に沿って推進します。

### (1) 基本姿勢

- ・人口減少や高齢化の更なる進展、各種社会資本の老朽化など、本県を取り巻く社会経済情勢を踏まえた施策を進めます。
- ・女性、高齢者、子ども、障害者、外国人等に十分配慮して対策を講じます。
- ・自助、互助・共助及び公助を基本として、国、市町、住民、民間事業者等と適切な連携と役割分担の下、施策に取り組みます。

### (2) 適切な施策の組合せ

- ・防災拠点施設の整備や建築物の耐震化等のハード対策と、防災訓練や防災教育の実施等のソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進します。
- ・非常時に防災・減災等の効果を發揮するのみならず、平常時における県民生活の安全・安心や生活の豊かさの向上等にも資する対策となるよう留意します。

### (3) 効果的な施策の推進

- ・施策の持続的な実施に配慮し、選択と集中による施策の重点化を図ります。
- ・既存の社会資本の有効活用や施設の効率的な維持管理により、効果的に施策を推進します。
- ・限られた資金を最大限活用するため、民間投資の促進を図ります。

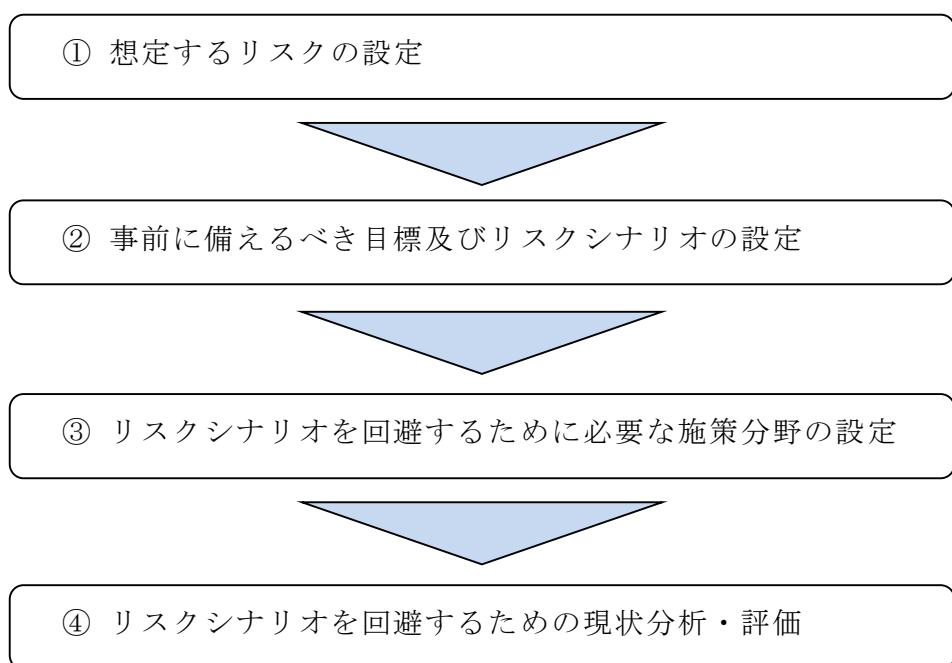
## 第2章 脆弱性評価

### 1 脆弱性評価の考え方

国の基本計画では、大規模自然災害等に対する脆弱性の分析・評価（以下「脆弱性評価」という。）の結果を踏まえ、国土強靭化に必要な施策の推進方針が定められています。

本計画の策定においても、国が実施した手法を参考に、①想定するリスクの設定、②事前に備えるべき目標及び起きてはならない最悪の事態（以下「リスクシナリオ」という。）の設定、③リスクシナリオを回避するために必要な施策分野の設定、④リスクシナリオを回避するための現状分析・評価という手順により脆弱性評価を行い、強靭化のための推進方針を策定します。

#### 【脆弱性評価の手順】



## 2 想定するリスク

県民生活や県民経済に影響を及ぼすリスクとしては、自然災害のほか、原子力災害などの大規模事故やテロ等も含めたあらゆる事象が想定されますが、首都直下地震、南海トラフ地震等が遠くない将来に発生する可能性があると予測されていること、大規模自然災害はひとたび発生すれば、県土の広域な範囲に甚大な被害をもたらすものとなることから、本計画においては、大規模自然災害全般を想定するリスクとして設定します。

## 3 事前に備えるべき目標及びリスクシナリオ

脆弱性評価は、基本法第17条第3項の規定に基づき、リスクシナリオを想定した上で行うものとされており、国の基本計画では、8つの事前に備えるべき目標と45のリスクシナリオを設定し、分析・評価を行っています。

本計画においては、これを参考としながら、内陸県であることなど、本県の地理的環境等を踏まえ、4つの基本目標を達成するため、8つの事前に備えるべき目標と、その妨げとなるものとして、24のリスクシナリオを以下のとおり設定します。

### 【参考】

○国の基本計画では設定されているが、本計画では採用しない例

- ・広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生
- ・海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響
- ・複数空港の同時被災
- ・海上・臨海部の広域複合災害の発生

## 事前に備えるべき目標及びリスクシナリオ

事前に備えるべき目標	No.	リスクシナリオ
1 人命の保護が最大限図られること	1-1	建物等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
	1-2	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
	1-3	大規模な火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者の発生
	1-4	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
	2-3	警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶、医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
	2-5	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への飲料水・食糧等の供給不足
	2-6	被災地における感染症等の大規模発生
3 必要不可欠な行政機能は確保すること	3-1	県及び市町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4 必要不可欠な情報通信機能は確保すること	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
5 経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせないこと	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の経済活動の停滞
	5-2	基幹的陸上交通ネットワークの機能停止
	5-3	食料等の安定供給の停滞
6 生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること	6-1	電力供給ネットワークや石油・LPGサプライチェーンの機能の停止
	6-2	上水道、汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	6-3	地域交通ネットワークが分断する事態
7 制御不能な二次災害を発生させないこと	7-1	ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
	7-2	有害物質等の大規模拡散・流出
	7-3	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
8 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

#### 4 リスクシナリオを回避するために必要な施策分野

国の基本計画において設定された施策分野（12の個別施策分野及び3の横断的分野）を参考にしながら、本計画では、リスクシナリオを回避するために必要な強靭化に関する施策分野については、7の個別施策分野と2の横断的分野を以下のとおり設定しました。

##### （個別施策分野）

- (1) 行政機能／警察・消防等
- (2) 住宅・都市・土地利用
- (3) 保健医療・福祉
- (4) 産業・エネルギー
- (5) 情報通信・交通・物流
- (6) 農林水産
- (7) 国土保全・環境

##### （横断的分野）

- (1) リスクコミュニケーション
- (2) 老朽化対策

#### 5 リスクシナリオを回避するための現状分析・評価

評価結果については、【別紙1】（P37～）のとおりです。

なお、本県では、県有施設については、利用者の安全確保はもとより、災害発生時の拠点施設としての機能確保の観点から、計画的に耐震化を進めてきた結果、防災上重要な県有建築物に係る耐震化率は、97.8%（H27）となっており、国の基本方針を踏まえ設定した目標（90%）を達成しています。

#### 6 評価結果のポイント

##### （1）ハード対策とソフト対策の適切な組合せによる施策の推進

防災・減災対策など、強靭化に資する取組については、既に実施されているものもありますが、進捗状況等の観点から、未だ不十分な状況にあります。

本計画に掲げる基本目標を達成し、強くてしなやかなとちぎの実現のために、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、施策を推進する必要があります。

## (2) 関係機関等との連携

強靭化に資する取組において、個々の施策の実施主体は、県だけでなく、国、市町、民間事業者など多岐にわたることから、各実施主体との情報共有や各主体間の連携を強化する必要があります。

## 第3章 強靭化の推進方針

### 1 施策分野ごとの推進方針

脆弱性評価の結果に基づき、リスクシナリオを回避するために必要な施策分野として第2章において設定した7の個別施策分野と2の横断的分野について、今後必要となる施策を検討し、以下のとおり、推進方針を定めました。

なお、これらの推進方針は、それぞれの分野の間で、相互に関連する事項があるため、各分野における施策の推進に当たっては、適切な役割分担の下、庁内関係部局が連携を図ることで、施策の実効性や効率性が確保できるよう十分に配慮します。

## 2 個別施策分野の推進方針

### (1) 行政機能／警察・消防等

#### ① 行政機能

##### 【県及び市町の防災拠点機能の確保】 リスクシナリオ №.3-1

- 大規模災害発生時における迅速かつ的確な応急対策を実施するため、消火、救出・救助活動、物資輸送活動、医療活動等において重要な役割を担う防災拠点を、関係機関と連携を図りながら、計画的に整備します。

－主な取組－

- 地方合同庁舎（上都賀、芳賀）の建替の実施
- 道の駅の防災拠点化

など

##### 【業務継続体制の整備】 リスクシナリオ №.3-1、8-3

- 「栃木県業務継続計画」の実効性を高め、災害対応力の向上を図るとともに、市町の業務継続計画（B C P）策定を促進するなど、県及び市町の業務継続体制を強化します。

－主な取組－

- 組織改編、業務内容や施設設備の変更等に応じた計画の改定
- 訓練等の実施、検証を通じた新たな課題等の洗い出しによる継続的な計画の見直し
- 市町におけるB C P策定の促進

など

##### 【情報の収集、伝達体制の確保】 リスクシナリオ №.1-4、4-1

- 災害発生時においても、県、市町、防災関係機関相互の迅速かつ的確な情報の収集、伝達を確保します。

－主な取組－

- 防災行政ネットワークシステムを活用した訓練等を通じた効果的な情報収集・伝達のあり方の検討
- 勤務時間外に災害が発生した場合に応急対策業務等を行う緊急対策要

員制度の見直し

- 公共土木施設の復旧体制に関する国、市町、民間団体等との情報共有の強化

など

**【物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備】 リスクシナリオ №.2-1、5-3**

- 災害発生直後の被災地域住民等の生活を確保するため、必要となる物資の現物備蓄及び流通備蓄に計画的に取り組みます。

－主な取組－

- 市町等と連携した食料、生活必需品の備蓄の推進
- 医療機関、医薬品卸売業者等との連携による医薬品、資器材等の備蓄の推進
- 市町と連携した消火、水防、人命救助活動や被災住民の避難生活等において必要となる防災用資機材の備蓄の推進

など

**【相互応援体制の整備】 リスクシナリオ №.2-3、3-1**

- 県の対応能力を超える大規模災害に備え、地方公共団体間の広域相互応援体制や関係機関との協力体制を確立します。

－主な取組－

- 近隣都県等との間で締結している災害時の相互応援、広域応援等に関する協定の適切な運用  
(連絡体制の整備、防災拠点施設、臨時ヘリポート、緊急輸送道路等に関する情報交換、総合防災訓練への参加による相互応援体制の充実・強化など)
- 国や他都道府県、県外市町村等からの応援を迅速かつ効果的に受けるための県内の受援体制の整備  
(物資や資材等の供給などの受援手続、防災拠点やヘリポートの情報等の整理など)

など

### **【首都直下地震等への対応】** リスクシナリオ №.3-1

- 首都直下地震等大規模災害の発生に備え、首都機能のバックアップへの対応等に、近隣県と連携しながら取り組みます。

－主な取組－

- 首都直下地震等発生時の首都機能等のバックアップ拠点としての機能充実に向けた検討

など

### **【帰宅困難者対策】** リスクシナリオ №.2-5、5-2、6-3

- 大規模災害発生時等において、帰宅困難者が発生した場合に備えた対策を推進します。

－主な取組－

- 帰宅困難者対策協議会の設置による連絡体制の整備、収容施設や代替輸送手段の確保等、市町や公共交通機関等との連携強化
- コンビニエンスストア事業者等との協定締結による徒歩帰宅者への支援体制の整備
- 帰宅困難となった施設利用者、従業員等のための飲料水や食料等の緊急物資について、交通機関、観光施設、事業所等における備蓄を促進
- 駅前広場等の整備

など

### **【原子力災害対策の推進】** リスクシナリオ №.7-2

- 近隣県の原子力発電所等における異常事態等に伴う原子力災害から、県民の生命及び身体を保護します。

－主な取組－

- 異常事態等に関する情報収集・連絡体制の整備・充実
- 緊急時のモニタリング体制の強化

など

**重要業績指標****【現状値】(H27) 【目標値】(H32)**

- ・ B C P を策定している市町数 6 市町 25 市町

[全ての市町における策定を目指します。]

**② 警察・消防等****【火災予防に関する啓発活動、地域の消防力の確保】 リスクシナリオ No.1-1**

- 大規模な震災発生時に、迅速かつ的確に消火・救急・救助活動が行える体制を整備します。

－主な取組－

- 消防団員の確保や資質の向上などの消防組織の充実・強化
- 市町、消防本部における消防施設の充実
- 広域的な消火応援受入体制の整備の促進

など

**【消防広域応援体制の整備】 リスクシナリオ No.2-3**

- 県内で発生した大規模災害時における人命救助活動等を迅速かつ効果的なものとするための対策を推進します。

－主な取組－

- 県内消防相互応援体制の整備
- 緊急消防援助隊の受援体制の整備

など

**重要業績指標****【現状値】(H27) 【目標値】(H32)**

- ・ 消防団の定員充足率 93.3% 98.0%

[「栃木県地震減災行動計画」における目標値を踏まえ、98.0%  
を目指します。]

## (2) 住宅・都市・土地利用

### 【住宅、建築物等の耐震化】 リスクシナリオ №.1-1

- 「栃木県建築物耐震改修促進計画（二期計画）2016～2020」に基づき、効果的な普及啓発を行うとともに、国の支援制度等を有効活用し、市町と連携しながら、耐震化を促進します。

－主な取組－

- 住宅の耐震化の促進
- 学校、病院、旅館・ホテル等、多数の者が利用する建築物の耐震化の促進
- 特定天井等の非構造部材の耐震対策の促進

など

### 【市街地整備】 リスクシナリオ №.1-1、5-2、6-3

- 災害に対する予防や発生時における応急対策（防災・減災）、速やかな復旧・復興に資する都市施設の整備を促進します。

－主な取組－

- 避難路、物資輸送路等の整備促進
- 防災機能を有する公園の整備促進
- 幹線道路の無電柱化
- 鉄道駅アクセス道路等の整備

など

### 【上下水道施設の耐震化】 リスクシナリオ №.2-1、2-6、6-2

- 災害発生時における飲料水供給の長期停止、公衆衛生問題や交通障害の発生を防止するため、上下水道施設等の耐震化を推進します。

－主な取組－

- 水道事業者等に対する施設の耐震化、計画的な施設更新の促進
- 病院や避難所等の重要な幹線に係るポンプ場、管路の耐震化の推進

など

### 【地籍調査の促進】 リスクシナリオ №.8-1

- 災害発生時の迅速な復旧・復興に資する、現地復元性のある地図を整備するため、地籍調査を促進します。

－主な取組－

- 市町が実施する地籍調査の促進

など

### 【老朽空き家対策】 リスクシナリオ №.1-1

- 災害発生時の倒壊等による危害を防ぐため、市町等と連携しながら、管理が不十分な老朽空き家対策を促進します。

－主な取組－

- 老朽空き家の所有者に対する除却や適正管理の指導等の促進

など

#### 重要業績指標

【現状値】(H27) 【目標値】(H32)

・住宅の耐震化率	82.0%	95.0%
----------	-------	-------

〔国土交通省の基本方針を踏まえ、95.0%を目指します。〕

・耐震診断義務付け対象建築物における耐震化実施率	69.7%	95.0%
--------------------------	-------	-------

〔国土交通省の基本方針を踏まえ、95.0%を目指します。〕 (H26)

・鉄道駅アクセス道路の整備率	49.3%	83.8%
----------------	-------	-------

〔H27から約7ポイント／年の上昇を目指します。〕

・上水道の基幹管路の耐震適合率	30.3%	35.0%
-----------------	-------	-------

〔過去の伸び率を踏まえ、H26から約5ポイントの上昇を目指します。〕 (H26)

します。〕

・流域下水道管渠施設の耐震診断実施率	43.0%	100%
--------------------	-------	------

〔全ての管渠施設の耐震診断の実施を目指します。〕

・地籍調査進捗率	21.4%	24.0%
----------	-------	-------

〔国土交通省の計画を踏まえ、24.0%を目指します。〕

### (3) 保健医療・福祉

#### 【災害拠点病院の機能強化】 リスクシナリオ №.2-4

- 関係機関相互の連携により、災害発生時において、必要な医療が確保される体制を構築します。

－主な取組－

- 災害拠点病院の全ての建物の耐震化
- 災害拠点病院における広域搬送等に対応するためのヘリポートの整備
- 災害拠点病院における食料、飲料水、医薬品等の現物備蓄や緊急時ににおける供給体制の整備

など

#### 【DMA T 指定病院の整備】 リスクシナリオ №.2-4

- 災害急性期（災害発生 48 時間以内）に被災地において医療救護活動を行う災害派遣医療チーム（DMA T）の体制整備を促進します。

－主な取組－

- 各指定病院が行うDMA T活動のための医療資器材の確保
- DMA Tの増員や隊員の技術向上を図るための研修や訓練の実施

など

#### 【医療機関におけるライフラインの確保】 リスクシナリオ №.2-4

- 災害発生時に電気、ガス、水道、医療用ガス、医療機関の自家発電や医療従事者、患者搬送用の燃料など、医療機関におけるライフラインの確保に努めます。

－主な取組－

- 医療機関、関係機関との連携による災害発生時における医療施設への電気、ガス等の円滑な供給体制の整備

など

#### 【感染症予防対策】 リスクシナリオ №.2-6

- 避難場所、被災地区での感染症の発生予防、まん延防止のため、平常時から

感染症予防対策に取り組みます。

－主な取組－

- 予防接種や消毒、害虫駆除を行うための体制等の構築

など

重要業績指標	【現状値】(H27)	【目標値】(H32)
・災害拠点病院（9病院）の耐震化数 〔全ての災害拠点病院の耐震化を目指します。〕	6病院	9病院 (H29)
・ヘリポートの整備された災害拠点病院数 〔「栃木県地震減災行動計画」における目標値を踏まえ、6病院を目指します。〕	4病院	6病院 (H29)
・D M A T 指定病院数 〔災害拠点病院に加え、災害医療コーディネーターを配置している病院の指定を目指します。〕	9病院	12病院
・D M A T チーム数 〔D M A T 指定病院ごとに3チームを目指します。〕	23チーム	36チーム

#### (4) 産業・エネルギー

##### 【県内事業者における事業継続計画（B C P）の策定支援】

**リスクシナリオ №.5-1**

- 事業者等における自主的な防災対策の推進を促すため、B C Pの策定支援に取り組みます。

－主な取組－

- B C P策定に関する啓発セミナーの開催
- B C P策定に取り組む事業者に対する個別支援
- B C P策定を支援する人材の育成

など

##### 【本社機能等の移転】

**リスクシナリオ №.5-1**

- 我が国全体の強靭化に貢献する観点から、首都直下地震等、首都機能に甚大な被害を生じる災害が発生した場合における事業継続に資するよう、東京圏等に立地する企業の本社機能等の移転を促進します。

－主な取組－

- 企業訪問やセミナーによる本県の強みのP R活動
- 面積要件の緩和など新規立地企業に対する助成制度の拡充
- 本県へ本社機能や研究所を移転する企業への支援
- 企業ニーズを踏まえた産業団地の整備
- アクセス道路等の整備やスマートインターチェンジの設置促進

など

##### 【道路啓開等の復旧・復興を担う人材の育成・確保】

**リスクシナリオ №.8-2**

- 建設業における高齢化の進行や、離職者の増加、若年入職者の減少による担い手不足に対応するため、将来の建設業を担う技能労働者等の育成・確保を推進します。

－主な取組－

- 若年者等の入職促進や人材育成の取組に対する支援

など

### 【ライフラインの災害対応力強化】 リスクシナリオ №.6-1

- 災害発生時におけるライフライン機能の維持・確保や早期復旧を図るため、関係機関と連携しながら、災害対応力を強化します。

－主な取組－

- 電気、ガス、水道などのライフライン関係機関と連携した、災害対策上重要な設備の耐震化
- L P ガス充てん所における緊急時に備えた訓練の実施

など

### 【エネルギーの安定供給】 リスクシナリオ №.6-1

- 大規模災害発生時における電源を確保するため、太陽光発電等の再生可能エネルギーの利活用に加えて蓄電池との組合せを促進し、さらに、コーポレートエネルギーモデル等の分散型エネルギーの導入拡大により、エネルギーの安定供給を図ります。

－主な取組－

- 太陽光、小水力、バイオマス、温泉熱等の再生可能エネルギーの利活用の促進
- 自家発電設備やコーポレートエネルギーモデル等の分散型エネルギーの導入促進

など

### 【工業用水の供給】 リスクシナリオ №.6-2

- 災害発生時においても、給水機能を確保するとともに、受水企業への安定した工業用水の継続的な供給を推進します。

－主な取組－

- 施設の耐震化、老朽化対策の計画的な実施

など

**重要業績指標**

**【現状値】(H27)**

**【目標値】(H32)**

・ B C P 策定支援事業者数	6 社／年	30 社／年
[「栃木県地震減災行動計画」における目標値を踏まえ、30 社／年 を目指します。]		(H29)
・建設現場等におけるインターンシップ参加人数	330 人／年	350 人／年
[これまでの実績等を踏まえ、350 人／年を目指します。]		
・電力自給率	18. 0%	43. 0%
[「とちぎエネルギー戦略」の将来目標に基づき、H24 から 25 ポイントの上昇を目指します。]		(H24)

## (5) 情報通信・交通・物流

### 【住民等への災害情報の伝達】 リスクシナリオ №.1-4、4-1

- 住民等への情報伝達手段として、防災行政無線をはじめ、地域の実情や、地震・豪雨などの災害に応じた多様な手段を確立し、効果的な災害情報の伝達を図ります。

－主な取組－

- 市町における防災行政無線の整備促進
- 緊急速報メール、CATV、コミュニティFM等の活用の促進
- 災害情報共有システム（Lアラート）の適切な運用
- 地理空間情報を活用した災害情報伝達体制の整備

など

### 【電源の確保】 リスクシナリオ №.4-1

- 災害発生後の迅速かつ的確な情報収集・伝達及び関係機関相互の情報の共有等を図るため、安定した電源確保に資する取組を推進します。

－主な取組－

- 通信事業者、放送事業者等の関係機関が設置している発電機の老朽化対策の促進
- 市町等における非常用電源設備の整備の促進

など

### 【道路の防災・減災対策及び耐震化】 リスクシナリオ №.2-1、5-2、6-3、8-2

- 災害発生時においても、安全で信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、道路の防災・減災対策及び耐震化を推進します。

－主な取組－

- 道路防災危険箇所のうち、過去に災害履歴がある箇所や事前通行規制区間の解消が求められる箇所の防災・減災対策の実施
- 緊急輸送道路に指定されている路線等の計画的な整備、維持管理
- 緊急輸送道路指定路線の随時の見直し、変更等
- 緊急輸送道路の途絶を迅速に解消するための関係機関の連携等による

装備資機材の充実、情報共有体制の整備

- 建設業者との施設の維持管理業務委託契約締結による道路施設の応急復旧体制の整備

など

**【緊急輸送体制の整備】 リスクシナリオ №.2-1、2-4、5-2、6-3**

- 災害発生時において、被災地域へ救援物資等を迅速かつ確実に輸送するため、国、市町、関係機関と連携しながら、緊急輸送体制を整備します。  
－主な取組－
  - 市町等との連携による臨時ヘリポートの選定

など

**【孤立可能性地区における対策の推進】 リスクシナリオ №.2-2**

- 災害発生時に交通や情報通信の手段の途絶等により孤立する可能性のある地区（孤立可能性地区）に係る対策を推進します。  
－主な取組－
  - 孤立可能性地区に通じる道路防災危険箇所の対策、緊急輸送道路の耐震化、代替輸送道路の確保、孤立可能性地区周辺の土砂災害対策
  - 通信手段の確保
  - 市町との連携による住民の避難先となる施設や救助活動や物資輸送を行うヘリコプターの離着陸に適した土地の確保

など

**重要業績指標**

**【現状値】(H27)    【目標値】(H32)**

・防災メールの登録者数 [H26 から約 20% の増を目指します。]	12,671 人 (H26)	15,000 人
・緊急輸送道路上の耐震化が必要な橋梁の整備率 [耐震化が必要な対象となる全ての橋梁の整備を目指します。]	98.0%	100%
・道路防災点検における要対策箇所の整備率 [H27 から 0.8 ポイント／年の上昇を目指します。]	71.0%	75.0%

## (6) 農林水産

### 【農業水利施設の老朽化対策及び耐震化】 リスクシナリオ №.7-1

- 被災した場合に農業生産等への影響が大きい農業用ため池や排水機場等の基幹的農業水利施設の老朽化対策及び耐震化を推進します。

－主な取組－

- 農業水利施設等の計画的な整備
- 老朽化した基幹的農業水利施設の機能診断、補修、更新
- ため池の一斉点検とハザードマップの作成

など

### 【農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化】 リスクシナリオ №.5-3

- 災害発生時の被害を最小化させるため、農業水利施設や農林水産業共同利用施設などの生産基盤等の管理体制の強化を促進します。

－主な取組－

- 農業用ダム、頭首工、排水機場等の管理者による維持管理計画の定期的な見直しや管理技術者の育成・確保

など

### 【農地・農業用水利施設等の適切な保全管理】 リスクシナリオ №.7-3

- 農業・農村が有する国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保全等の多面的機能の発揮に向けて取り組みます。

－主な取組－

- 地域の共同による農地・農業用水利施設の保全活動等の促進
- 中山間地域における生産活動への支援

など

### 【農業集落排水施設の老朽化対策及び耐震化】 リスクシナリオ №.6-2

- 農業集落排水施設について、長期的な汚水処理機能を確保するため、速やかな機能診断の実施や老朽化対策、耐震化を促進します。

－主な取組－

- 機能診断の実施及び診断に基づく老朽化対策の着実な促進など

**【森林の適切な整備・保全】 リスクシナリオ №.7-3**

- 森林が有する水資源の涵養、山地災害の防止等の多面的機能の維持・増進を図ります。
  - －主な取組－
    - 保安林における森林整備や治山対策の推進
    - 森林ボランティア等による保全活動や環境教育等の推進

など

**【農林道の整備】 リスクシナリオ №.6-3**

- 災害発生時における避難路や代替輸送路を確保するため、迂回路として活用しうる農道や林道の把握及び必要な整備の促進に努めます。
  - －主な取組－
    - 迂回路となりうる農林道の保全・整備

など

重要業績指標	【現状値】(H27)	【目標値】(H32)
・基幹的農業水利施設の機能診断実施率 〔国営造成施設を除く全ての基幹的な農業水利施設の機能診断の実施を目指します。〕	68.3%	100%
・防災重点ため池のうちハザードマップを作成し 公表した割合 〔防災重点ため池の半数における作成・公表を目指します。〕	16.7%	50.0%
・供用開始20年以上の農業集落排水施設の機能診断 実施率 〔対象となる全ての施設の機能診断の実施を目指します。〕	53.2%	100%

## (7) 国土保全・環境

### 【河川改修等の治水対策】 リスクシナリオ №.1-2

- 水害を予防し、河川の安全性を高めるため、必要なハード対策とソフト対策を一体的に推進します。

－主な取組－

- 河川の堤防・護岸整備など、河川改修の推進
- 河川の堆積土除去、堤防補強などの防災・減災対策の推進
- 災害発生時の防災・減災対策、早期復旧のための資機材等の確保
- 重要水防箇所の重点的整備の推進
- 洪水予報、雨量・河川水位の情報等の防災情報の提供
- 市町の洪水ハザードマップの有効活用の支援

など

### 【河川・砂防施設等の長寿命化対策】 リスクシナリオ №.1-2、1-3、7-1

- 豪雨等の災害発生時の被害を最小化するため、河川管理施設や砂防施設について、適正な維持管理や長寿命化対策を図ります。

－主な取組－

- 河川管理施設及び砂防施設に係る長寿命化計画の策定及び計画に沿った県管理の堤防、樋門・樋管、砂防堰堤、床固などの計画的・効果的な維持管理
- 長寿命化計画に沿ったダム施設の老朽化対策

など

### 【総合的な土砂災害対策の推進】 リスクシナリオ №.1-3

- 集中豪雨等による土砂災害が発生した場合に、被害の軽減を図るため、ハード対策とソフト対策が一体となった総合的な土砂災害対策を推進します。

－主な取組－

- 砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設などの土砂災害防止施設の整備の推進
- 土砂災害警戒区域内の重点整備箇所(要配慮者利用施設〔老人福祉施設、

保育所、幼稚園等]、避難場所、公的建築物〔消防、警察、役場の支所等〕、特別警戒区域内の保全対象人家5戸以上)に係る土砂災害防止施設の整備の推進

- 地域住民が、土砂災害から円滑に避難するための大雨時における警戒周知
  - 市町の土砂災害ハザードマップの有効活用の支援
- など

#### 【山地防災対策】 リスクシナリオ №.1-3

➤ 山地に起因する土砂災害の発生を防ぐための山地防災対策を推進します。

－主な取組－

- 保安林における治山施設の整備の推進
  - 森林の持つ水源涵養、土砂流出防止機能を高めるための保安林整備の推進
  - 地域における防災力の向上を図るための山地災害防止に係る普及啓発
  - 山地防災ヘルパー、山地防災推進員などのボランティア活動の支援
- など

#### 【火山災害対策】 リスクシナリオ №.1-3

➤ 火山噴火に伴う大規模な土石流等による被害を未然防止し、又は被害を最小限にするための対策を推進します。

－主な取組－

- 治山施設、砂防堰堤等の整備の計画的な推進
- 関係機関との連携による火山活動の観測や情報伝達の体制整備
- 地域住民、観光客及び登山者等の安全確保対策の実施

など

#### 【有害物質等の拡散・流出対策】 リスクシナリオ №.7-2

➤ 地震発生時における倒壊建屋等からの有害物質の拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するための対策を推進します。

－主な取組－

- 有害物質の適正管理等の推進
  - 有害物質等の環境中への流出等の情報収集及び環境モニタリング調査の強化
- など

【災害廃棄物の処理体制の整備】 リスクシナリオ №.8-1

▶ 市町及び関係団体等と連携し、災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理するための体制整備を図ります。

－主な取組－

- 市町等における災害廃棄物等の発生見込量の把握等の支援
- 市町及び関係団体等との間で締結している応援協定の内容の定期的な確認、訓練等の実施
- 災害時における有害な物質を含む廃棄物の確実な処理に関する周知
- 国や関係都県等と連携した県域を越えた相互応援体制の構築

など

重要業績指標

【現状値】(H27) 【目標値】(H32)

・河川における要対策区間の整備率 [H27 から 0.3 ポイント／年の上昇を目指します。]	64.0%	65.5%
・防災ステーション・河川防災ヤードの設置箇所数 [H27 から河川防災ヤード 6 箇所の増を目指します。]	8 箇所	14 箇所
・土砂災害警戒区域における重点整備箇所の対策着手箇所数 [8 箇所／年の増を目指します。]	22 箇所	62 箇所
・山地災害危険地区における整備着手箇所数 [25 箇所／年の増を目指します。]	1,850 箇所 (H26)	2,000 箇所
・常時観測火山のハザードマップの作成率 [県内の全ての常時観測火山（県内 2 山）における作成を目指します。]	50.0%	100%

### 3 横断的分野の推進方針

#### (1) リスクコミュニケーション

##### 【防災意識の高揚、防災教育の実施】 リスクシナリオ №.1-4、8-3

➤ 災害発生時に県全体で、円滑かつ効果的な災害対策活動が行われるよう、市町及び関係機関・民間団体等と連携して、普及啓発や防災教育を行うなど、県民の防災意識の高揚に努めます。

－主な取組－

- 児童・生徒及び教職員、防災上重要な施設（火薬類、高圧ガス等の危険物の保安管理施設、病院、社会福祉施設、ホテル、大規模小売店舗等の不特定多数の者が利用する施設など）の管理者、職員等に対する防災教育の実施

など

##### 【地域防災力の向上】 リスクシナリオ №.1-4、8-3

➤ 災害発生時に被害の拡大の防止や迅速な復旧に向け、地域における多様な主体が連携・協力して対応できる体制を整えるため、地域防災力の向上を図ります。

－主な取組－

- 自主防災組織の育成、実践力の向上
- 消防団の充実・強化、活性化

など

##### 【災害ボランティアの活動体制の強化】 リスクシナリオ №.8-2

➤ 災害発生時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、市町等と連携しながら、環境整備に努めます。

－主な取組－

- 社会福祉協議会等との情報共有
- ボランティアの資質向上のための各種研修、訓練等の実施
- 震災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士の認定
- 被災者の支援に関するニーズの把握や、被災地へのボランティアの派

遣等のコーディネートを行う人材の育成

など

**【避難行動要支援者対策】 リスクシナリオ №.1-4、8-3**

- 災害発生時の一連の行動に支援を必要とする避難行動要支援者の安全を確保するため、市町と連携しながら、避難行動要支援者対策を実施します。

－主な取組－

- 避難行動要支援者名簿の作成及び個別計画の策定促進
- 情報伝達・避難誘導等に迅速に対応するための体制整備

など

**【外国人対策】 リスクシナリオ №.1-4、8-3**

- 日本語による防災情報の理解が困難な外国人の安全を確保するため、市町と連携しながら、支援体制を整備します。

－主な取組－

- 防災に関する情報の多言語化等
- 災害時通訳ボランティアの養成

など

- 災害時における外国人住民支援の必要性について行政職員及び住民に対する意識啓発や外国人住民の防災への意識の向上を図ります。

－主な取組－

- 県と市町による総合防災訓練における外国人住民を含めた避難誘導訓練の実施
- 災害発生時に外国人に対する支援活動の拠点として設置される災害多言語支援センターの運営訓練等の実施

など

**重要業績指標****【現状値】(H27) 【目標値】(H32)**

・防災訓練の参加率 〔県民2人に1人以上の参加を目指します。〕	22.0%	50.0%
・防災に係る出前講座等の実施回数 〔「栃木県地震減災行動計画」における目標値を踏まえ、月1回程度の実施の継続を目指します。〕	1回程度／月	1回程度／月
・自主防災組織世帯カバー率 〔「栃木県地震減災行動計画」における目標値を踏まえ、91.0%を目指します。〕	87.5%	91.0%
・避難行動要支援者名簿を作成している市町数 〔全ての市町における作成を目指します。〕	8市	25市町
・避難行動要支援者個別計画を策定している市町数 〔全ての市町における策定を目指します。〕	3市	25市町
・外国語で情報提供を行う市町数 〔全ての市町における実施を目指します。〕	15市町	25市町

## (2) 老朽化対策

### 【社会資本等の老朽化対策】 リスクシナリオ №.1-1

➤ 今後急速に進行する社会資本等の老朽化に対応するため、計画的な維持管理・更新に取り組みます。

－主な取組－

- 公共施設等総合管理計画の策定及び計画に沿った施設等の維持管理・更新の推進
- 社会資本等の適正な維持管理と計画的な修繕・更新による長寿命化の推進

など

## 第4章 計画の推進及び進捗管理

### 1 優先的に取り組む施策

限られた資源で効率的・効果的に「強さ」と「しなやかさ」を兼ね備えた安全・安心なとちぎづくりを推進するためには、優先的に取り組む施策を明確にして、重点的に取組を進める必要があります。

本計画では、第2章で設定したリスクシナリオ単位で施策の重点化を図ることとし、「人命の保護」を最優先として、起きてはならない事態が回避されなかった場合の影響の大きさ等の観点から、以下の8のリスクシナリオを回避するための施策について、優先的に取り組むこととします。

#### 優先的に取り組む施策に係るリスクシナリオ

事前に備えるべき目標	No.	リスクシナリオ
1 人命の保護が最大限図られること	1-1	建物等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
	1-2	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
	1-3	大規模な火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者の発生
	1-4	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	2-3	警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶、医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
3 必要不可欠な行政機能は確保すること	3-1	県及び市町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

以上を踏まえると、「第3章 強靭化の推進方針」において整理した施策分野ごとの推進方針のうち、優先的に取り組む施策の項目は、以下のとおりとなります。

優先的に取り組む施策の項目

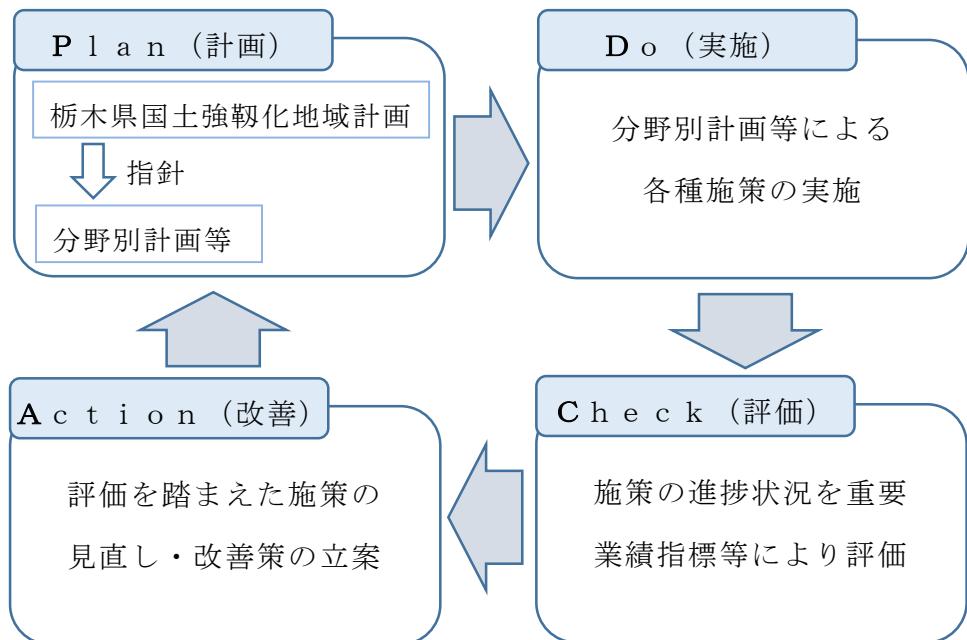
施 策 分 野		項 目
個別施策分野	(1) 行政機能／警察・消防等	
	① 行政機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県及び市町の防災拠点機能の確保</li> <li>・業務継続体制の整備</li> <li>・情報の収集、伝達体制の確保</li> <li>・物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備</li> <li>・相互応援体制の整備</li> </ul>
	② 警察・消防等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火災予防に関する啓発活動、地域の消防力の確保</li> <li>・消防広域応援体制の整備</li> </ul>
	(2) 住宅・都市・土地利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅、建築物等の耐震化</li> <li>・市街地整備</li> <li>・上下水道施設の耐震化</li> <li>・老朽空き家対策</li> </ul>
	(3) 保健医療・福祉	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害拠点病院の機能強化</li> <li>・D M A T 指定病院の整備</li> <li>・医療機関におけるライフラインの確保</li> </ul>
	(5) 情報通信・交通・物流	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民等への災害情報の伝達</li> <li>・道路の防災・耐震対策及び耐震化</li> <li>・緊急輸送体制の整備</li> </ul>
	(7) 国土保全・環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川改修等の治水対策</li> <li>・河川・砂防施設等の長寿命化対策</li> <li>・総合的な土砂災害対策の推進</li> <li>・山地防災対策</li> <li>・火山災害対策</li> </ul>

施 策 分 野		項 目
横 断 的 分 野	(1) リスクコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災意識の高揚、防災教育の実施</li> <li>・地域防災力の向上</li> <li>・避難行動要支援者対策</li> <li>・外国人対策</li> </ul>
	(2) 老朽化対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会資本等の老朽化対策</li> </ul>

## 2 各種施策の推進及び進捗管理

本計画の推進方針に基づく各種施策については、本県の分野別計画と連携しながら、計画的に推進するとともに、進捗管理及び評価を行います。

本計画では、毎年度、それぞれの施策について、進捗管理を行うとともに、P D C Aサイクルにより、取組の効果を検証し、必要に応じて改善を図りながら、強靭なとちぎづくりを進めています。



## 【別紙1】

### リスクシナリオごとの脆弱性評価結果

#### 1 人命の保護が最大限図られること

##### 1-1 建物等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

###### 【住宅の耐震化】

- ・住宅の耐震化については、民間住宅の耐震化が課題となっていることから、引き続き、効果的な普及啓発を行うとともに、国の支援制度等を有効活用し、耐震化の促進を図る必要がある。

###### 【多数の者が利用する建築物の耐震化】

- ・学校、病院、旅館・ホテル等、多数の者が利用する建築物等について、国の支援制度等を有効活用するとともに、市町と連携し、耐震化の促進を図る必要がある。

###### 【非構造部材の耐震対策】

- ・東日本大震災の発生時に被害が顕著であった天井、外壁、窓ガラス、エレベーター、エスカレーター、ブロック塀等の非構造部材について、耐震対策の促進を図る必要がある。

###### 【社会資本等の老朽化対策】

- ・高度経済成長期に整備された社会資本等が、今後一斉に老朽化していくことが見込まれることから、現在策定中の公共施設等総合管理計画に沿って適切な維持管理等を行う必要がある。

###### 【老朽空き家対策】

- ・災害発生時の倒壊等による危害を防ぐため、管理が不十分な老朽空き家について、市町等と連携し、除却や適正管理の指導等の対策を進める必要がある。

###### 【市街地整備】

- ・避難路、物資輸送路、防災公園の整備、幹線道路の無電柱化など、災害に対する予防や発生時における応急対策（防災・減災）、更に速やかな復旧・復興に資する市街地整備を促進する必要がある。

###### 【火災予防に関する啓発活動、地域の消防力の確保】

- ・大規模な震災発生時に、迅速かつ的確に消火・救急・救助活動が行えるよう、消防団員の確保や資質の向上などの消防組織の充実・強化、市町、消防本部における消防施設の充実、広域的な消火応援受入体制の整備を促進する必要がある。

(重要業績指標)

- ・住宅の耐震化率
- ・耐震診断義務付け対象建築物における耐震化実施率
- ・鉄道駅アクセス道路の整備率
- ・消防団の定員充足率

## 1-2 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

### 【河川改修等の治水対策】

- ・県民の生命・財産を守るため、河川整備を着実に推進する必要がある。
- ・河川の堆積土除去や堤防補強など、水害を予防し、河川の安全性を高める防災・減災対策を推進する必要がある。
- ・災害発生時の防災・減災対策、早期復旧のための資機材等を平常時から確保しておく必要がある。
- ・排水施設等について再点検を行い、これまでの降雨を踏まえた施設の機能向上や、浸水被害が発生した場合に機関が停止するおそれがある施設の耐水化など必要な改善を行う必要がある。
- ・情報通信技術（ＩＣＴ）を活用した洪水予報、雨量・河川水位等の防災情報の提供など、必要な防災情報を隨時入手できる体制を強化する必要がある。
- ・浸水想定区域の指定箇所など、災害のおそれがある危険箇所に関する住民に対する周知を図るとともに、洪水から地域住民が円滑に避難できるよう、市町が作成した洪水ハザードマップの有効活用を支援する必要がある。

### 【河川管理施設の長寿命化対策】

- ・現在策定中の河川管理施設に係る長寿命化計画等に沿って、県が管理する堤防、樋門・樋管、ダムなどの計画的・効果的な維持管理や、施設の長寿命化対策を行う必要がある。

### （重要業績指標）

- ・河川における要対策区間の整備率
- ・防災ステーション・河川防災ヤードの設置箇所数

### 1-3 大規模な火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者の発生

#### 【火山災害対策】

- ・火山噴火に伴う大規模な土石流等による被害を未然防止し、又は被害を最小限にするため、治山施設、砂防堰堤等の整備を計画的に推進する必要がある。
- ・関係機関と連携しながら、火山活動の観測や情報伝達の体制を整備するとともに、地域住民のほか、観光客や登山者等の安全確保のための対策を実施する必要がある。

#### 【土砂災害防止施設の整備】

- ・土砂災害が発生した場合、人家への被害や、公共施設・交通網の機能が損なわれるおそれがあるため、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設などの土砂災害防止施設の整備を推進していく必要がある。
- ・土砂災害警戒区域内の重点整備箇所（要配慮者利用施設〔老人福祉施設、保育所、幼稚園等〕、避難場所、公的建築物〔消防、警察、役場の支所等〕、特別警戒区域内の保全対象人家5戸以上）について、着実に土砂災害防止施設の整備を進める必要がある。

#### 【警戒避難体制の整備】

- ・土砂災害警戒区域については、全危険箇所の指定は完了している。土砂災害から地域住民が円滑に避難できるよう、大雨時における警戒周知や、市町が作成した土砂災害ハザードマップの有効活用の支援等を行う必要がある。

#### 【砂防施設の長寿命化対策】

- ・現在策定中の砂防施設に係る長寿命化計画等に沿って、県が管理する砂防堰堤、床固などの計画的・効果的な維持管理や、施設の長寿命化対策を行う必要がある。

#### 【山地防災対策】

- ・森林の持つ水源涵養、土砂流出防止等の公益的機能を高め、山地に起因する被害発生を防ぐため、森林及び治山施設の整備を推進する必要がある。
- ・山地災害防止に係る普及啓発や、山地防災ヘルパー、山地防災推進員などによるボランティア活動を通じて、地域コミュニティ等と連携し、地域の山地防災力の向上を図る必要がある。

(重要業績指標)

- ・常時観測火山のハザードマップの作成率
- ・土砂災害警戒区域における重点整備箇所の対策着手箇所数
- ・山地災害危険地区における整備着手箇所数

## 1-4 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

### 【防災意識の高揚、防災教育の実施】

- ・災害発生時に県全体で円滑かつ効果的な災害対策活動が行われるよう、市町及び関係機関・民間団体等と連携して、県民の防災意識の高揚に努めるとともに、児童・生徒及び教職員、防災上重要な施設（火薬類、高圧ガス等の危険物の保安管理施設、病院、社会福祉施設、ホテル、大規模小売店舗等不特定多数の者が利用する施設など）の管理者及び職員に対する防災教育を実施する必要がある。

### 【地域防災力の向上】

- ・災害発生時に対応できる体制を整えるため、自主防災組織の育成、実践力の向上や消防団の充実・強化、活性化の推進など、地域防災力を向上させる必要がある。

### 【情報の収集、伝達体制の確保】

- ・災害発生時に県、市町、防災関係機関相互の迅速かつ的確な情報の収集、伝達を確保するため、より効果的な体制を確立する必要がある。

### 【住民等への災害情報の伝達】

- ・住民等への情報伝達手段として、防災行政無線をはじめ、緊急速報メール、CATV、コミュニティFM等の活用を促進するとともに、災害情報共有システム（Lアラート）の適切な運用、地理空間情報の活用など、地域の実情や地震・豪雨など災害に応じた多様な方法による災害情報の伝達手段を確立する必要がある。

### 【避難行動要支援者対策】

- ・災害発生時の一連の行動に支援を必要とする避難行動要支援者の安全を確保するため、避難行動要支援者名簿の作成や情報伝達・避難誘導等の迅速な対応が可能な体制の整備を市町と連携しながら実施する必要がある。

### 【外国人対策】

- ・言語の違い等により、日本語による防災情報の理解が困難な外国人の安全を確保するため、防災に関する情報の多言語化や、災害時通訳ボランティアの養成など、市町と連携しながら支援体制を整備する必要がある。

(重要業績指標)

- ・防災訓練の参加率
- ・防災に係る出前講座等の実施回数
- ・自主防災組織世帯カバー率
- ・消防団の定員充足率【再掲】
- ・防災メールの登録者数
- ・避難行動要支援者名簿を作成している市町数
- ・避難行動要支援者個別計画を策定している市町数
- ・外国語で情報提供を行う市町数

## 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること（それがなされない場合の必要な対応を含む）

### 2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

#### 【物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備】

- ・災害発生時に被災地域住民等の生活を確保するため、計画的な現物備蓄の推進や、事業者等との協定などに基づく流通備蓄の実施により、食料、生活必需品を確保する必要がある。
- ・災害発生時の緊急医療の迅速な対応を図るため、医療機関、医薬品卸売業者等と連携しながら、医薬品、資器材等の計画的な備蓄を推進する必要がある。
- ・災害応急対策活動や被災住民の生活支援に必要な資機材の迅速、円滑な確保を図るために、市町と連携しながら、防災用資機材の計画的な備蓄を推進する必要がある。

#### 【緊急輸送体制の整備】

- ・災害発生時に、被災地域へ救援物資等を迅速かつ確実に輸送できるよう、国、市町、関係機関と連携しながら、緊急輸送体制を整備する必要がある。

#### 【緊急輸送道路等の整備】

- ・緊急輸送道路に指定されている路線等について、計画的な整備、維持管理に努めるとともに、より円滑な輸送体制の確保を図るために、関係者間で協議の上、随時指定路線の見直し等を行う必要がある。

#### 【水道施設の耐震化等】

- ・災害発生時の飲料水供給の長期停止を防ぐため、水道施設の耐震化や基幹管路の老朽化対策を推進する必要がある。

#### （重要業績指標）

- ・緊急輸送道路上の耐震化が必要な橋梁の整備率
- ・上水道の基幹管路の耐震適合率

## 2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

### 【孤立可能性地区における対策の推進】

- ・災害発生時に交通や情報通信の手段の途絶等により孤立する可能性のある地区（孤立可能性地区）に通じる道路防災危険箇所の対策や緊急輸送道路の耐震化、代替輸送道路の確保、孤立可能性地区周辺の土砂災害対策を推進するとともに、市町と連携しながら、孤立可能性地区における通信手段を確保する必要がある。

### 【避難場所・緊急用ヘリポート用地の確保】

- ・市町と連携しながら、孤立可能性地区ごとに住民の避難先となる施設や、道路交通が応急復旧するまでの間、救助活動や物資輸送を行うヘリコプターの離着陸に適した土地を確保する必要がある。

### （重要業績指標）

- ・緊急輸送道路上の耐震化が必要な橋梁の整備率【再掲】

## 2-3 警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

### 【相互応援体制の整備】

- ・近隣都県等との間で締結している災害時の相互応援、広域応援等に関する協定について、連絡体制の整備、防災拠点施設、臨時ヘリポート、緊急輸送道路等に関する情報交換、総合防災訓練への参加による相互応援体制の充実・強化など、適切な運用を行う必要がある。
- ・国や他都道府県、県外市町村等からの応援を迅速かつ効果的に受けることができるよう、物資や資材等の供給などの受援手続、防災拠点やヘリポートに関する情報の把握などを通じて、県内の受援体制の整備を行う必要がある。

### 【消防広域応援体制の整備】

- ・県内で発生した大規模災害時における人命救助活動等を迅速かつ効果的なものとするため、消防の広域応援体制の整備を行う必要がある。

(重要業績指標)

## 2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶、医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

### 【災害拠点病院の機能強化】

- ・災害時の医療体制を確保するため、災害拠点病院の全ての建物の耐震化、広域搬送等に対応するためのヘリポートの整備、災害拠点病院における食料、飲料水、医薬品等の現物備蓄や緊急時における供給体制の整備などを促進する必要がある。

### 【D M A T 指定病院の整備】

- ・災害急性期（災害発生 48 時間以内）に被災地で医療救護活動を行う災害派遣医療チーム（D M A T）の派遣機能を有する 9 つの災害拠点病院を D M A T 指定病院として協定を締結しているが、各指定病院が行う D M A T 活動のための医療資器材の確保や、隊員の技術向上を図るための研修、訓練に対する支援を行う必要がある。

### 【医療機関におけるライフラインの確保】

- ・医療機関、関係機関と連携し、電気、ガス、水道、医療用ガス、医療機関の自家発電や医療従事者、患者搬送用の燃料等について、災害時における医療施設への円滑な供給体制を整備する必要がある。

### 【緊急輸送体制の整備】（再掲）

- ・災害発生時に、被災地域へ救援物資等を迅速かつ確実に輸送できるよう、国、市町、関係機関と連携しながら、緊急輸送体制を整備する必要がある。

### （重要業績指標）

- ・災害拠点病院（9 病院）の耐震化数
- ・ヘリポートの整備された災害拠点病院数
- ・D M A T 指定病院数
- ・D M A T チーム数

## 2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への飲料水・食糧等の供給不足

### 【関係機関等との連携強化】

- ・連絡体制の整備、収容施設や代替輸送手段の確保など、平常時から、市町や公共交通機関等の関係機関と連携し、帰宅困難者の受入態勢を整備する必要がある。

### 【事業所等における備蓄の促進】

- ・大規模災害発生時等において、帰宅困難者が発生した場合、交通機関、観光施設、事業所等においては、当面の間、その施設や事業所内に利用者、従業員等を留めておくことが必要となることから、飲料水や食料等の緊急物資の備蓄を促進する必要がある。

(重要業績指標)

## 2-6 被災地における感染症等の大規模発生

### 【平時からの予防対策】

- ・避難場所、被災地区での感染症の発生予防、まん延防止のため、平常時から予防接種や消毒、害虫駆除を行うための体制等の構築など、感染症予防対策を行う必要がある。

### 【下水道施設の耐震化】

- ・大規模地震発生時における公衆衛生問題や交通障害の発生を防止するため、下水道施設の耐震化等を図る必要がある。

### (重要業績指標)

- ・流域下水道管渠施設の耐震診断実施率

### 3 必要不可欠な行政機能は確保すること

#### 3-1 県及び市町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

##### 【県及び市町の防災拠点機能の確保】

- ・大規模災害発生時における迅速かつ的確な災害応急対策を実施するため、消火、救出・救助活動、物資輸送活動、医療活動等において重要な役割を担う防災拠点について、関係機関と連携を図りながら、計画的に整備していく必要がある。

##### 【業務継続体制の整備】

- ・平成26年11月に策定した「栃木県業務継続計画」の実効性を高めるため、組織改編、業務内容や施設設備の変更等があった場合には、必要な計画の改定を行うほか、訓練等の実施、検証を通じた新たな課題等の洗い出しによる継続的な改善を行うことで、災害対応力の向上を図るとともに、市町の業務継続計画（BCP）策定を促進するなど、県及び市町の業務継続体制を強化する必要がある。

##### 【相互応援体制の整備】（再掲）

- ・近隣都県等との間で締結している災害時の相互応援、広域応援等に関する協定について、連絡体制の整備、防災拠点施設、臨時ヘリポート、緊急輸送道路等に関する情報交換、総合防災訓練への参加による相互応援体制の充実・強化など、適切な運用を行う必要がある。
- ・国や他都道府県、県外市町村等からの応援を迅速かつ効果的に受けることができるよう、物資や資材等の供給などの支援手続、防災拠点やヘリポートに関する情報の把握などを通じて、県内の受援体制の整備を行う必要がある。

##### 【首都直下地震等への対応】

- ・首都直下地震等大規模災害が発生した場合、東京圏における人的・物的被害や経済被害は甚大なものになると予想され、我が国の存亡に関わる喫緊の根幹的課題となっていることから、首都機能のバックアップへの対応などについて、近隣県と連携しながら、検討する必要がある。

##### （重要業績指標）

- ・BCPを策定している市町数

## 4 必要不可欠な情報通信機能は確保すること

### 4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

#### 【電源の確保】

- ・災害発生後の迅速かつ的確な情報収集・伝達及び関係機関相互の情報の共有を図るため、停電による公衆回線の使用不能等の事態に備え、関係機関が設置している発電機の老朽化対策を促進するなど、災害時に安定した電源を確保する必要がある。

#### 【情報の収集、伝達体制の確保】（再掲）

- ・災害発生時に県、市町、防災関係機関相互の迅速かつ的確な情報の収集、伝達を確保するため、より効果的な体制を確立する必要がある。

#### 【住民等への災害情報の伝達】（再掲）

- ・住民等への情報伝達手段として、防災行政無線をはじめ、緊急速報メール、CATV、コミュニティFM等の活用を促進するとともに、災害情報共有システム（Lアラート）の適切な運用、地理空間情報の活用など、地域の実情や地震・豪雨など災害に応じた多様な方法による災害情報の伝達手段を確立する必要がある。

#### （重要業績指標）

- ・防災メールの登録者数【再掲】

## 5 経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせないこと

### 5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の経済活動の停滞

#### 【県内事業者における事業継続計画（B C P）の策定支援】

- ・事業者等における自主的な防災対策の推進を促すため、啓発セミナーの開催、策定を支援する人材の育成など、県内事業者におけるB C Pの策定支援に取り組む必要がある。

#### 【本社機能等の移転】

- ・我が国全体の強靭化に貢献する観点から、首都直下地震等、首都機能に甚大な被害を生じる災害が発生した場合でも、事業継続が担保されるよう東京圏等に立地する企業の本社機能等の移転促進に向けた取組を図る必要がある。

#### （重要業績指標）

- ・B C P策定支援事業者数

## 5-2 基幹的陸上交通ネットワークの機能停止

### 【道路の防災・減災対策】

- ・災害発生時においても安全で信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、道路防災危険箇所のうち、過去に災害履歴がある箇所や事前通行規制区間の解消が求められる箇所について、防災・減災対策を実施する必要がある。

### 【緊急輸送体制の整備】（再掲）

- ・災害発生時に、被災地域へ救援物資等を迅速かつ確実に輸送できるよう、国、市町、関係機関と連携しながら、緊急輸送体制を整備する必要がある。

### 【緊急輸送道路等の整備】（再掲）

- ・緊急輸送道路に指定されている路線等について、計画的な整備、維持管理に努めるとともに、より円滑な輸送体制の確保を図るため、関係者間で協議の上、隨時指定路線の見直し等を行う必要がある。

### 【交通結節点への連携強化】

- ・災害発生時においても交通結節点への安全かつ円滑な通行を確保するため、交通結節点に直接接続し、円滑な乗り換えや乗り継ぎの確保に必要となる幹線道路の整備や、交通広場などの代替輸送車両等の滞留の用に供する空間の整備を推進する必要がある。

### 【空中輸送体制の整備】

- ・災害発生時に陸上輸送に支障をきたす場合に備え、臨時ヘリポートの選定等、市町等と連携しながら必要な措置を講じる必要がある。

### （重要業績指標）

- ・道路防災点検における要対策箇所の整備率
- ・緊急輸送道路上の耐震化が必要な橋梁の整備率【再掲】
- ・鉄道駅アクセス道路の整備率【再掲】

### 5-3 食料等の安定供給の停滞

#### 【物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備】（再掲）

- ・災害発生時に被災地域住民等の生活を確保するため、計画的な現物備蓄の推進や、事業者等との協定などに基づく流通備蓄の実施により、食料、生活必需品を確保する必要がある。

#### 【農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化】

- ・農業用水利施設などの生産基盤等における災害発生時の被害を最小化させるため、農業用ダム、頭首工、排水機場等の管理者による維持管理計画の定期的な見直しや管理技術者の育成・確保など、管理体制の強化を促進する必要がある。
- ・農業用施設及び林業用施設の異常な兆候の早期発見や故障等への早期対応を図るために、施設管理者による平常時における点検を促進する必要がある。
- ・農林水産業共同利用施設（農林水産物倉庫、加工施設、種苗生産施設、家畜飼養管理施設等）について、農業協同組合、森林組合等の管理者による平常時からの適切な施設管理を促進する必要がある。

（重要業績指標）

## 6 生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること

### 6-1 電力供給ネットワークや石油・LPGガスサプライチェーンの機能の停止

#### 【ライフラインの災害対応力強化】

- ・災害発生時におけるライフライン機能の維持・確保や早期復旧を図るため、電気、ガス、水道などのライフライン関係機関と連携しながら、発電施設、ガス導管網の耐震化、LPGガス充てん所における緊急時に備えた訓練の実施など、災害対応力を強化する必要がある。

#### 【エネルギーの安定供給】

- ・大規模災害発生時において、長期停電を回避するための電源確保が重要であることから、太陽光発電等の再生可能エネルギーの利活用やコーチェネレーション等分散型エネルギーの導入拡大等によりエネルギーの安定供給を図る必要がある。

#### (重要業績指標)

- ・電力自給率

## 6-2 上水道、汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

### 【水道施設の耐震化等】（再掲）

- ・災害発生時の飲料水供給の長期停止を防ぐため、水道施設の耐震化や基幹管路の老朽化対策を推進する必要がある。

### 【下水道施設の耐震化】（再掲）

- ・大規模地震発生時における公衆衛生問題や交通障害の発生を防止するため、下水道施設の耐震化等を図る必要がある。

### 【工業用水の供給】

- ・災害発生時においても、給水機能を確保し、受水企業への安定した工業用水の供給を継続するため、施設の耐震化、老朽化対策を計画的に実施する必要がある。

### 【農業集落排水施設の老朽化対策及び耐震化】

- ・農業集落排水施設について、長期的な汚水処理機能を確保するため、速やかな機能診断の実施と、これに基づく老朽化対策等を着実に進めていく必要がある。

### （重要業績指標）

- ・上水道の基幹管路の耐震適合率【再掲】
- ・流域下水道管渠施設の耐震診断実施率【再掲】
- ・供用開始 20 年以上の農業集落排水施設の機能診断実施率

### 6-3 地域交通ネットワークが分断する事態

#### 【道路の防災・減災対策】（再掲）

- ・災害発生時においても安全で信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、道路防災危険箇所のうち、過去に災害履歴がある箇所や事前通行規制区間の解消が求められる箇所について、防災・減災対策を実施する必要がある。

#### 【緊急輸送体制の整備】（再掲）

- ・災害発生時に、被災地域へ救援物資等を迅速かつ確実に輸送できるよう、国、市町、関係機関と連携しながら、緊急輸送体制を整備する必要がある。

#### 【緊急輸送道路等の整備】（再掲）

- ・緊急輸送道路に指定されている路線等について、計画的な整備、維持管理に努めるとともに、より円滑な輸送体制の確保を図るため、関係者間で協議の上、隨時指定路線の見直し等を行う必要がある。

#### 【交通結節点への連携強化】（再掲）

- ・災害発生時においても交通結節点への安全かつ円滑な通行を確保するため、交通結節点に直接接続し、円滑な乗り換えや乗り継ぎの確保に必要となる幹線道路の整備や、交通広場などの代替輸送車両等の滞留の用に供する空間の整備を推進する必要がある。

#### 【農林道の整備】

- ・災害発生時に迂回路として活用しうる農道や林道を把握し、整備を進めるなど、避難路や代替輸送路を確保する必要がある。

#### 【道路啓開体制の整備】

- ・緊急輸送道路の途絶を迅速に解消するため、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報共有体制の整備を図る必要がある。

#### （重要業績指標）

- ・道路防災点検における要対策箇所の整備率【再掲】
- ・緊急輸送道路上の耐震化が必要な橋梁の整備率【再掲】
- ・鉄道駅アクセス道路の整備率【再掲】

## 7 制御不能な二次災害を発生させないこと

### 7-1 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

#### 【農業水利施設の老朽化対策及び耐震化】

- ・被災した場合に農業生産等への影響が大きい基幹的農業水利施設（農業用ため池、排水機場等）の損壊等による被害を防止するため、ハザードマップの作成や耐震化等の対策を推進する必要がある。

#### 【ダム施設の老朽化対策】

- ・ダム施設の老朽化対策について、長寿命化計画に沿った効果的・効率的な維持管理及び設備の更新等が必要である。

#### 【河川管理施設の長寿命化対策】（再掲）

- ・現在策定中の河川管理施設に係る長寿命化計画等に沿って、県が管理する堤防、樋門・樋管、ダムなどの計画的・効果的な維持管理を実施するとともに、施設の長寿命化対策を行う必要がある。

#### 【砂防施設の長寿命化対策】（再掲）

- ・現在策定中の砂防施設に係る長寿命化計画等に沿って、県が管理する砂防堰堤、床固などの計画的・効果的な維持管理を実施するとともに、施設の長寿命化対策を行う必要がある。

#### （重要業績指標）

- ・基幹的農業水利施設の機能診断実施率
- ・防災重点ため池のうちハザードマップを作成し公表した割合

## 7-2 有害物質等の大規模拡散・流出

### 【有害物質の拡散・流出対策】

- ・地震発生時に倒壊建屋等からの有害物質の拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するための対策を進める必要がある。

### 【原子力災害対策の推進】

- ・近隣県の原子力発電所等における異常事態等が発生した場合に、県民の生命及び身体を原子力災害から保護するため、異常事態等に関する情報収集・連絡体制の整備・充実、緊急時のモニタリング体制の強化など、原子力災害対策を推進する必要がある。

(重要業績指標)

### 7-3 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

#### 【農地・農業用水利施設等の適切な保全管理】

- ・農業・農村が有する国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能が発揮されるよう、地域の共同による農地・農業用水利施設等の保全活動や中山間地域における生産活動への支援等を推進する必要がある。

#### 【森林の適切な整備・保全】

- ・森林が有する林産物の供給、水資源の涵養、山地災害の防止等の多面的機能の維持・増進を図るため、造林、間伐等の森林整備や治山対策、森林ボランティア等による保全活動や環境教育等を推進する必要がある。

(重要業績指標)

## 8 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること

### 8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

#### 【災害廃棄物の処理体制の整備】

- 市町や関係機関等と連携し、災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理するための体制を整備する必要がある。

#### 【地籍調査の促進】

- 被災後の迅速な復旧・復興が可能となる現地復元性のある地図を整備するため、市町が行う地籍調査の促進を図る必要がある。

#### (重要業績指標)

- 地籍調査進捗率

## 8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

### 【道路施設の応急復旧体制の整備】

- 建設業者と施設の維持管理業務委託契約を締結し、あらかじめ各建設業者が担当する区域等を定めることにより、迅速に応急対策を行える体制を整備する必要がある。

### 【復旧・復興を担う人材の育成・確保】

- 建設業における高齢化の進行や、離職者の増加、若年入職者の減少による担い手不足により、技能継承の阻害が懸念されることから、将来の建設業を担う技能労働者等の育成・確保を図る必要がある。

### 【災害ボランティアの活動体制の強化】

- 災害ボランティアの活動を支援するため、ボランティア活動の主体となる社会福祉協議会との情報共有やボランティアの資質向上のための各種研修、訓練等を実施する必要がある。

### （重要業績指標）

- 建設現場等におけるインターンシップ参加人数

### 8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

#### 【防災意識の高揚、防災教育の実施】（再掲）

- ・災害発生時に県全体で円滑かつ効果的な災害対策活動が行われるよう、市町及び関係機関・民間団体等と連携して、県民の防災意識の高揚に努めるとともに、児童・生徒及び教職員、防災上重要な施設（火薬類、高圧ガス等の危険物の保安管理施設、病院、社会福祉施設、ホテル、大規模小売店舗等不特定多数の者が利用する施設など）の管理者及び職員に対する防災教育を実施する必要がある。

#### 【地域防災力の向上】（再掲）

- ・災害発生時に対応できる体制を整えるため、自主防災組織の育成、実践力の向上や消防団の充実・強化、活性化の推進など、地域防災力を向上させる必要がある。

#### 【業務継続体制の整備】（再掲）

- ・平成26年11月に策定した「栃木県業務継続計画」の実効性を高めるため、組織改編、業務内容や施設設備の変更等があった場合には、必要な計画の改定を行うほか、訓練等の実施、検証を通じた新たな課題等の洗い出しによる継続的な改善を行うことで、災害対応力の向上を図るとともに、市町の業務継続計画（BCP）策定を促進するなど、県及び市町の業務継続体制を強化する必要がある。

#### 【避難行動要支援者対策】（再掲）

- ・災害発時の一連の行動に支援を必要とする避難行動要支援者の安全を確保するため、避難行動要支援者名簿の作成や情報伝達・避難誘導等の迅速な対応が可能な体制の整備を市町と連携しながら実施する必要がある。

#### 【外国人対策】（一部再掲）

- ・言語の違い等により、日本語による防災情報の理解が困難な外国人の安全を確保するため、防災に関する情報の多言語化や、災害時通訳ボランティアの養成など、市町と連携しながら支援体制を整備する必要がある。
- ・県・市町総合防災訓練において、外国人住民を含めた避難誘導訓練や、災害発時に外国人に対する支援活動の拠点として設置される災害多言語支援センターの設置・運営訓練の実施により、行政職員及び住民に対して災害時における外国人住民支援の必要性についての意識啓発を行うとともに、外国人住民の防災への意識の向上を図る必要がある。

(重要業績指標)

- ・防災訓練の参加率【再掲】
- ・防災に係る出前講座等の実施回数【再掲】
- ・自主防災組織世帯カバー率【再掲】
- ・消防団の定員充足率【再掲】
- ・B C Pを策定している市町数【再掲】
- ・避難行動要支援者名簿を作成している市町数【再掲】
- ・避難行動要支援者個別計画を策定している市町数【再掲】
- ・外国語で情報提供を行う市町数【再掲】

【別紙2】

重要業績指標一覧

(個別施策分野)

(1) 行政機能／警察・消防等

① 行政機能

重要業績指標	現状値(H27)	目標値(H32)
① BCPを策定している市町数	6市町	25市町

② 警察・消防等

重要業績指標	現状値(H27)	目標値(H32)
① 消防団の定員充足率	93.3%	98.0%

(2) 住宅・都市・土地利用

重要業績指標	現状値(H27)	目標値(H32)
① 住宅の耐震化率	82.0%	95.0%
② 耐震診断義務付け対象建築物における耐震化実施率	69.7%(H26)	95.0%
③ 鉄道駅アクセス道路の整備率	49.3%	83.8%
④ 上水道の基幹管路の耐震適合率	30.3%(H26)	35.0%
⑤ 流域下水管渠施設の耐震診断実施率	43.0%	100%
⑥ 地籍調査進捗率	21.4%	24.0%

(3) 保健医療・福祉

重要業績指標	現状値(H27)	目標値(H32)
① 災害拠点病院(9病院)の耐震化数	6病院	9病院(H29)
② ヘリポートの整備された災害拠点病院数	4病院	6病院(H29)
③ DMAT指定病院数	9病院	12病院
④ DMATチーム数	23チーム	36チーム

(4) 産業・エネルギー

重要業績指標	現状値(H27)	目標値(H32)
① BCP策定支援事業者数	6社／年	30社／年(H29)
② 建設現場等におけるインターンシップ参加人数	330人／年	350人／年
③ 電力自給率	18.0%(H24)	43.0%

(5) 情報通信・交通・物流

重要業績指標	現状値(H27)	目標値(H32)
① 防災メールの登録者数	12,671人(H26)	15,000人
② 緊急輸送道路上の耐震化が必要な橋梁の整備率	98.0%	100%
③ 道路防災点検における要対策箇所の整備率	71.0%	75.0%

(6) 農林水産

重要業績指標	現状値(H27)	目標値(H32)
① 基幹的農業水利施設の機能診断実施率	68.3%(H26)	100%
② 防災重点ため池のうちハザードマップを作成し公表した割合	16.7%	50.0%
③ 供用開始20年以上の農業集落排水施設の機能診断実施率	53.2%	100%

(7) 国土保全・環境

重要業績指標	現状値(H27)	目標値(H32)
① 河川における要対策区間の整備率	64.0%	65.5%
② 防災ステーション・河川防災ヤードの設置箇所数	8箇所	14箇所
③ 土砂災害警戒区域における重点整備箇所の対策着手箇所数	22箇所	62箇所
④ 山地災害危険地区における整備着手箇所数	1,850箇所(H26)	2,000箇所
⑤ 常時観測火山のハザードマップの作成率	50.0%(H26)	100%

(横断的分野)

(1) リスクコミュニケーション

重要業績指標	現状値(H27)	目標値(H32)
① 防災訓練の参加率	22.0%(H26)	50.0%
② 防災に係る出前講座等の実施回数	1回程度／月	1回程度／月
③ 自主防災組織世帯力バー率	87.5%	91.0%
④ 避難行動要支援者名簿を作成している市町数	8市	25市町(H29)
⑤ 避難行動要支援者個別計画を策定している市町数	3市	25市町(H29)
⑥ 外国語で情報提供を行う市町数	15市町(H26)	25市町